

4月も中旬、夜間宿所の列も伸びてきて、ある人の曰く

これぞ健全な日雇労働市場が、釜ヶ崎でまだ生きている証

ある人は、震災や原発の影響で職住を失った人がボチボチ・・・と

大変、残念なことに、夜間宿所利用者の列が、長くなつてきています。

「何が残念なんや、仲間が増えて、心強いことやないか」という人も、沢山いる夜間宿所利用者の中にはいるかも知れませんが・・・。

「日雇労働者というものは、昔から仕事がなくなれば、野宿してきた。今は、夜間宿所があるだけましや。毎年、4月以降しばらく仕事がないことは当たり前。夜間宿所の列がこの時期増えるのは、まだまだ、日雇いで頑張ってる仲間がいる、言うことや。生保が増えて、福祉の街になつたとか言うけど、日雇労働市場としての釜ヶ崎は、健在という証や。ワシヤ、嬉しゆうて、涙出てくる。」

マア、ここまで大げさに感動する人は、滅多にないでしょうが、そう思う人は、いないことはないと思われれます。

でも、仕事ないからといって、人間様を、道具を倉庫にしまうように、炊き出しと夜間宿所に閉じ込める現実が、「健全な日雇労働市場」といえるでしょうか。仕事がなく、働いていない人は、「日雇労働者」で

はない。だから、「日雇労働市場」とは関係ない。アブレ・認定を貰いきつた後は、福祉の話だ。

「日雇労働市場」の健全さとは、仕事に見合うだけの労働力を調達・配分し、労災もみ消しや賃金不払いが無いことを言う。日雇いに失業問題はない。

そういう「割り切り」は正しいのでしょうか。確かに、全く仕事がないわけではなく、仕事の減少にも関わらず、人数の多少はありますが、日雇いで働き続けている人はいるでしょう。でも、少ない仕事から、押し出された人はどうなるのでしょうか。

夜間宿所の伸びた列の中には、今回の震災の影響で、職住を失い、避難民扱いすらされず、個人で大阪に、釜ヶ崎にたどり着いた人もいるかも知れません。

「俺は、運が悪い」とあきらめて、夜間宿所・炊き出しの生活を続けるべきでしょうか。

日本には、生活保護法という法律があります。毎月、一定額(約12万円・家賃込み)の収入を確保できない人、アパートなどの居所を確保できない人は、生活保護制度を活用することができます。夜間宿所は、一ヶ月を超えて利用するものではないと、考えましょう。

市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）とすることとなります。

2) 施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

注記：敷金のいらない賃貸住宅（マンション・アパート）に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。